

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条）と診断された場合は、出席停止の対象となりますので、必ず受診し、速やかに学校へ連絡をお願いします。

学校において予防すべき感染症

（学校保健安全法施行規則第十八条）

	種 類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ	第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。 ただし、感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者・感染症が発生した地域から通学する者・感染症の流行地を旅行した者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては、3日）を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

出席停止期間中は、医師の許可が出るまで外出はせず、自宅で安静にしておいてください。医師から登校の許可が出ましたら、治癒証明書に医師の証明をもらい登校時に提出してください。

★治癒証明書は、ホームページからダウンロードしてお使いいただけます。